

## 都市計画法施行規則第 60 条証明申請書類一覧

### 共通の図書

No	書類区分	作成要領等	
1	開発行為(建築等)に関する証明申請書	市規則様式第36号を使用してください	
2	委任状〔署名又は記名押印のあるもの〕	代理人に手続を委任する場合に提出してください	
		代理人の〒番号、住所、氏名、電話番号及びFAX番号を記載してください ※ 法人の場合は、担当者の氏名も記載してください	
3	申請に係る土地の登記事項証明書	全部事項証明書(発行後3ヶ月以内の原本)を提出してください	
4	申請に係る土地の公図の写し	発行後3ヶ月以内の証明原本又はその写しを提出してください ※ 写しには、転写場所、転写日及び転写者の氏名を記載してください ただし、登記情報提供サービスで取得したものにあつては、取得方法、取得日、方位、縮尺及び取得者の氏名を記載してください	
5	位置図	都市計画図(縮尺1/25,000程度)に申請に係る土地の位置を図示するとともに、図面のタイトル、方位、縮尺及び作成者の氏名を記載してください	
6	案内図(付近見取図)	都市計画図、住宅地図等(縮尺1/2,500以上)に申請に係る土地の区域を図示するとともに、図面のタイトル、方位、縮尺及び作成者の氏名を記載してください	
7	地積測量図又は求積図	図面の縮尺は1/100程度とし、作成者の氏名を記載してください	
8	設計図等(兼用可)	(1) 現況図	地形、申請に係る土地の境界標及び境界線、当該土地の区域内外の現況地盤の高さ、既存の建築物その他工作物の用途、位置、形状及び構造、周辺の公共施設的位置及び形状その他審査上必要な事項を記載してください
		(2) 土地利用計画図	申請に係る土地の境界標、境界線及び境界線の名称並びに出入口の位置、当該土地の区域内の計画地盤の高さ、予定建築物の用途、形状、構造、階数、建築面積、延べ面積及び最高の高さ、周辺の公共施設的位置及び形状(道路にあつては、形状、幅員、道路法上の認定番号及び建築基準法上の種別)その他審査上必要な事項を記載してください ※ 道路の種別が建築基準法第42条第2項の道路である場合は、道路後退線(セットバックライン)も図示してください
		(3) 建築物の各階平面図及び立面図	各階平面図にあつては、予定建築物の間取、各室の用途、構造、建築面積、各階床面積、延べ面積その他審査上必要な事項を記載してください 立面図にあつては、土地利用計画図に予定建築物の最高の高さを記載することで省略可
		(共通事項)	各図面の縮尺は1/100程度とし、それぞれ図面のタイトル、方位、縮尺及び作成者の氏名を記載してください
9	申請者の住所がわかる書類	申請者の住所がわかる公的書類(住民票等)を提出して下さい。	
10	証明内容に応じて必要な書類	→ 裏面参照	
11	その他審査上必要と認める書類	申請書類の受付後にも現地調査を行った上で追加書類の提出を指示することがあります(例:経緯説明書、是正誓約書等)	

注1. この表は、申請書類とこれに最低限必要な記載事項等を一覧にまとめたものであり、上記及び裏面の記載事項以外の事項についても記載が必要な場合には現地調査を行った上で補正を指示することがあります

注2. 開発行為(建築等)に関する証明申請書及び添付図書は、正・副2部を提出してください

注3. 様式は、市公式ウェブサイトからダウンロード可(☞ 検索サイトで「桜川市 開発許可」で検索)

## 〈 裏 面 〉

### 1. 直近一年以内に開発許可等を受けたものである旨の証明の場合

No	書 類 区 分	作 成 要 領 等
-	特になし	表面の「共通の図書」のみで結構です

### 2. 農業用施設(農家住宅を含む)である旨の証明の場合(都市計画法第 29 条第 1 項第 2 号に該当する旨の証明の場合)

No	書 類 区 分	作 成 要 領 等
1	農業を営む者の証明書	現に農業に従事している場合に提出してください 発行後 3 ヶ月以内の原本を提出してください
2	市・県民税所得証明書 (農業所得金額がわかるもの)	現に農業に従事している場合に提出してください 発行後 3 ヶ月以内の原本を提出してください
3	農地基本台帳	農業用施設を新築する場合、又は農業用施設以外の建築物を農業用施設に用途変更する場合に提出してください ※ 農業用施設には農家住宅を含む 発行後 3 ヶ月以内の原本を提出してください
4	耕作地位置図	農業用施設を新築する場合、又は農業用施設以外の建築物を農業用施設に用途変更する場合に提出してください ※ 農業用施設には農家住宅を含む 農地基本台帳に対応する位置図を作成してください
5	その他審査上必要と認める書類	農業経営改善計画認定書の写し、農業倉庫等利用形態図 等

### 3. 線引日前から建築物の敷地である旨の証明の場合(建築年度がわかる書類+区画形質の変更がないことがわかる書類)

No	書 類 区 分	作 成 要 領 等
1	造成計画平面図	申請に係る土地の境界標及び境界線、切土又は盛土の部分、現況地盤及び計画地盤の高さ、がけの位置及び高さ、擁壁の位置、高さ及び寸法、道路の形状、幅員及び勾配その他審査上必要な事項を記載してください ※ 表面のNo10(2)土地利用計画図と兼用可
2	既存の建物の登記事項証明書 又は家屋所在証明書	建物の登記事項証明書にあつては、全部事項証明書(発行後 3 ヶ月以内の原本)を提出してください 家屋所在証明書にあつては、発行後 3 ヶ月以内の原本を提出してください
3	建築計画概要書	過去に建築確認を受けている場合に提出してください
4	閉鎖謄本及び旧公図の写し	線引日後に国土調査の成果、地積更正、合筆等による地積の変更があった場合に提出してください
5	線引日前の空中写真記録証明書の原本に透過した公図の写しを重ね合わせたもの	他の書類では線引日前から建築物の敷地である旨を判別することができない場合に提出してください
6	その他審査上必要と認める書類	非農地証明書の原本、建築台帳記載事項証明書の原本 等

### 4. その他の証明の場合(都市計画法第 29 条第 1 項第 3 号～第11号に該当する旨の証明の場合 等)

No	書 類 区 分	作 成 要 領 等
-	適用除外の根拠がわかるもの	事業計画書(予定建築物の用途、補助金等の有無、運営計画等を記載した書類)や個別法令の許認可書の写し、資格書、法人定款などが必要となります ※ 詳しくは、個別に事前相談を受けてから 検討の上 お知らせします

#### 参考情報

申請手数料は、証明の内容が上記 1 の場合は 500 円、それ以外の場合(上記 2～4 の場合)は 5,000 円です

- ※ 申請手数料は、申請時に必ず持参してください
- ※ 申請手数料の納付がなければ、申請書類の受付はできません